

令和7年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

情報法

問1 人格権に基づく差止請求について以下の問いに答えなさい。なお、名誉権に基づく差止請求についての回答とプライバシーに基づく差止請求についての回答が異なる場合には、両者それぞれについて区別して回答すること。（小計50点）

- (1) 出版物の印刷・販売等の差止請求が認められるための基準・要件を示しなさい。（10点）
- (2) ソーシャルメディアに投稿された情報の削除請求が認められるための基準・要件を示しなさい。（10点）
- (3) 検索サイトの検索結果の削除請求が認められるための基準・要件を示しなさい。（10点）
- (4) (1)で示した基準・要件と(2)で示した基準・要件が異なる理由を説明しなさい。（10点）
- (5) (2)で示した基準・要件と(3)で示した基準・要件が異なる理由を説明しなさい。（10点）

問2 プロバイダ責任制限法（令和六年法律第二十五号による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）の定める発信者情報開示制度について、令和3年改正（令和三年法律第二十七号）により導入された発信者情報開示命令事件に関する裁判手続を含め説明しなさい。（25点）

問3 ソーシャルメディアにおける「炎上」が有する法的問題について論じなさい。（25点）